

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 栄町地区陸開ゲート設備新設工事
工事地名	茨城県ひたちなか市栄町地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 2月	13) 機械損料一括補正	0	労務費一括割増	0%
2) 事務所名	常陸河川国道事務所 防災課	14) 単価適用年月	製作：2026年 3月	据付：2026年 3月	
3) 工事番号	2026010008	15) 歩掛適用年月	製作：2026年 3月	据付：2026年 3月	
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	16) 前請負工事費	0		
5) 変更回数	0回	17) 前契約額	0		
6) 主工種	水門設備（河川用水門）	18) 随意契約額	0		
7) 工事量		19) 調整区分	0		
8) 工期	313日間 自 令和 8年 4月20日 (当初) 至 令和 9年 2月26日 (0回変更) 至 年 月 日	20) 工場管理費対象額			
9) 施工県	製作：東京都	21) 共通仮設費対象額			
10) 地区	製作：東京 17 区	22) 現場管理費対象額			
11) 河川・路線	那珂川	23) 一般管理費等対象額			
12) 設計年月	令和 8年 3月	24) 処分費等	0		
		25) 公告日	令和 8年 2月 5日		
		26) 入札締切日	年 月 日		

3. 予算科目

1) 予算科目： 河川等災害関連事業費	2) 目： 河川等災害関連事業費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名： 那珂川
------------------------	---------------------	-----------------	----------------

設計内訳書

工事名 R 7 栄町地区陸開ゲート設備新設工事 (当初)					事業区分 工事区分	機械設備 水門設備 (河川用水門)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
製作工								
河川用水門設備製作		式	1		87,337,820			
水門設備		式	1		87,337,820			
		式	1		87,185,092			
扉体(河川用水門)	フラップゲート式陸開 純径間 6m 有効高 1.8m	門	2	15,151,910	30,303,820			単-1号
戸当り(河川用水門)	フラップゲート式陸開	門分	2	7,839,576	15,679,152			単-2号
開閉機構(河川用水門)	フラップゲート式陸開	門分	2	4,463,311	8,926,622			単-3号
支柱(河川用水門)	フラップゲート式陸開	門分	2	3,609,747	7,219,494			単-4号
支承部(河川用水門)	フラップゲート式陸開	門分	2	12,528,002	25,056,004			単-5号
付属設備		式	1		152,728			単-6号
付属設備(導排水設備)	区分D	門分	2	76,364	152,728			
間接労務費		式	1		24,426,000			
純製作費		式	1		111,763,820			

設計内訳書

工事名 R 7 栄町地区陸開ゲート設備新設工事 (当 初)					事業区分 工事区分	機械設備 水門設備 (河川用水門)			
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工場管理費									
製作原価			式	1		12,021,000			
据付工			式	1		123,784,820			
			式	1		5,239,100			
河川用水門輸送工			式	1		505,000			
輸送工			式	1		505,000			
河川用水門輸送		製作工場から据付工事現場まで	式	1		256,000			内-1号
河川用水門輸送		製作工場から常陸河川国道事務所まで	式	1		249,000			内-2号
河川用水門設備据付			式	1		4,734,100			
河川用水門据付工			式	1		4,734,100			
据付(河川用水門) 1門分		フラップゲート式陸開 純径間 6m 有効高 1.8m	式	1		2,914,560			内-3号
据付(付属設備)		区分D	式	1		156,354			内-4号
直接経費(水門設備)			式	1		1,659,815			内-5号

設計内訳書

工事名 R 7 栄町地区陸開ゲート設備新設工事 (当 初)					事業区分 工事区分	機械設備 水門設備 (河川用水門)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
直接経費(付属設備)								内-6号
共通仮設費		式	1		3,371			
共通仮設費		式	1		1,312,241			
技術管理費		式	1		348,241			
		式	1		348,241			
施工実態調査費		式	1		288,241			内-7号
諸経費動向調査費		式	1		60,000			内-8号
共通仮設費 (率計上)		式	1		964,000			
純工事費		式	1		6,551,341			
現場管理費		式	1		1,422,000			
据付間接費		式	1		2,849,000			
据付工事原価		式	1		10,822,341			
設計技術費		式	1		3,249,000			

設計内訳書

[illegible]

一式当たり内訳書

汴、月水門輸送

第 1 号内訳書

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

一式当たり内訳書

汴、月水門輸送

第 2 号内装書

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

一式当たり内訳書

第 3 号内訳書

1門分

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

一式当たり内訳書

据付(六属設備)

第 4号内訳書

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

一式当たり内訳書

直接經費(水門設備)

第 5号内訳書

單價使用年月	2026. 3
步損使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

一式当たり内訳書

直接経費(付属設備)

第 6号内訳書

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

一式当たり内訳書

施工実態調査費

第 7号内訳書

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

一式当たり内訳書

諸経管動向調査費

第 8号内訳書

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

1 次単価表

単価使用年月		2026. 3
歩掛使用年月		2026. 3
労務調整係数		1.000-00000002000

扉体(河川用水門) 扉-1号	フリップゲート式陸南 純径周 6m 有効高 1.8m	単位	門	数量	1	単価	15,151,910
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
扉体主部材費		式	1		743,719		
扉体副部材費(積上)		式	1		78,648		
扉体部吊費(積上)		式	1		9,033,353		
製作補助材料費		式	1		341,813		
労務費(原公) [水門]	補正しない 水門(各種) 6m 1.8m 139人/門	門	1	4,545,300	4,545,300		
工湯塗装費		式	1		409,077		
計					15,151,910		
単価					15,151,910	円/門	

1 次単価表

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
戸当り(河川用水門) 当-2号	フリップゲート式臨南	単位	門分	数量	1	単価	7,839,576
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
戸当り主要部材費		式	1		2,572,366		
戸当り副部材費(積上)		式	1		45,665		
戸当り部品費(積上)		式	1		260,169		
製作補助材料費	各種 6.5% 2618031円	式	1		170,172		
労務費(戸当り)「水門」	補正しない 水門(各種) 132人/門	門	1	4,316,400	4,316,400		
工湯塗装費		式	1		474,804		
計					7,839,576		
単価					7,839,576	円/門分	

1 次単価表

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
国-3号 五関機橋(河川用水門)	フリップゲート式陸南	単位	門分	数量	1	単価	4,463,311
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
開閉機橋主要部材費		式	1		301,756		
開閉機橋部品費(積上)		式	1		16,062		
開閉機橋部品費(積上)		式	1		425,550		
製作補助材料費	各種 6.5% 317818円	式	1		20,658		
開閉機橋機器費		式	1		1,425,000		
労務費(開閉装置) [水門]	補正しない 水門(各種) 65人/門	門	1	2,125,500	2,125,500		
工場塗装費		式	1		148,785		
計					4,463,311		
単価					4,463,311	円/門分	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

当-4号	支柱(河川用水門)	フリップゲート式臨南	単位	門分	数量	1	単価	3,609,747
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	支柱主部材費		式	1		709,553		
	支柱副部材費(積上)		式	1		90,053		
	支柱部吊費(積上)		式	1		289,971		
	製作補助材料費	各種 6.5% 799606円	式	1		51,974		
	労務費(支柱)「水門」		門	1	2,223,600	2,223,600		
	工湯塗装費		式	1		244,596		
	計					3,609,747		
	単価					3,609,747	円/門分	

1 次単価表

単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
当工号	支承部(河川用水門)	フリップゲート式臨南	
		単位	門分
		数量	
		1	12,528,002
名称	規格	単位	数量
支承部主要部材費		式	1
支承部副部材費(積上)		式	1
支承部部品費(積上)		式	1
製作補助材料費		式	1
労務費(支承部)〔水門〕		門	1
工湯塗装費		式	1
計			
単価			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

当-6号	付属設備(排水管設備)	区分D	単位	門分	数量	1	単価	76,364
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
直接部材費		式	1		3,673			
部呈費		式	1		35,674			
製作補助材料費	各種 13% 3673円	式	1		477			
労務費(一般鋼構造物/鋼付設)		門分	1	32,700	32,700			
工湯塗装費		式	1		3,840			
計					76,364			
単価					76,364	円/門分		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
参照使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

原付主受部材費		単位	式	数量		単価	
					1		743,719
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
省合金二相ステンレス鋼	SUS821L1 PL6	k g	610	453.82	276,830		
省合金二相ステンレス鋼	SUS821L1 PL8	k g	75	913.02	68,476		
省合金二相ステンレス鋼	SUS821L1 PL10	k g	119	610.62	72,663		
省合金二相ステンレス鋼	SUS821L1 PL12	k g	193	913.02	176,212		
ステンレス縞鋼板	SUS304 ChPL3	k g	188	795.42	149,538		
計					743,719		
単価					743,719	円／式	

参考資料（１）

原価計算書（積上）					単価使用年月 参照使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
名称	規格	単位	式	数量	金額	摘要
省合金二相ステンレス	SUS821L1 PL10	k g	16	610.62	9,769	
省合金二相ステンレス	SUS821L1 PL27	k g	8	924.22	7,393	
ステンレス鋼板	SUS304 PL6	k g	1	504.22	504	
ステンレス鋼板	SUS304 PL12	k g	50	700.22	35,011	
ステンレス鋼板	SUS304 PL16	k g	5	711.42	3,557	
ステンレス鋼板	SUS304 PL40	k g	10	722.62	7,226	
ステンレス丸鋼	RB35	k g	18	843.79	15,188	
計					78,648	
単価					78,648	円／式

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
参照使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

原価部品費(積上)		単位	式	数量		1	単価	9,033,353
名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要	
省合金二相ステンレス ランションロッド軸受	SUS821L1 PL33	k g	8	924.22	7,393			
内部充填材 (PUF)	t50×546×961 0.3g/cm3	枚	12	150,000	1,800,000			
内部充填材 (PUF)	t50×536×956 0.3g/cm3	枚	12	150,000	1,800,000			
内部充填材 (PUF)	t50×542×961 0.3g/cm3	枚	6	150,000	900,000			
内部充填材 (PUF)	t50×532×956 0.3g/cm3	枚	6	150,000	900,000			
バックアップ材	高発泡ポリスチレン 33,356m	式	1		7,680			
水密ゴム	t3(Hs45° 合成ゴムCR)	k g	7	80,000	560,000			
水密ゴム	t6(Hs55° 合成ゴムCR)	k g	5	240,000	1,200,000			
ランションロッド		セット	4	410,000	1,640,000			
捻込形ハーフカップリング	SCII 20A(SUS304)	個	36	2,400	86,400			
六角穴付き沈みプラグ	R3/4 (SUS304)	個	36	2,330	83,880			

参考資料（１）

単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
1		単価	9,033,353
金額		摘要	
6,000			
3,000			
18,000			
9,000			
9,000			
3,000			
9,033,353			
9,033,353		円／式	

参考資料 (1)

單位使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

参考資料 (1)

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
参照使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

1	単価	
		2,572,366

名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	摘要
ステンレス鋼板	SUS304 PL6	k g	8	504.22		4,033	
ステンレス鋼板	SUS304 PL8	k g	662	515.42		341,208	
ステンレス鋼板	SUS304 PL9	k g	76	515.42		39,171	
ステンレス鋼板	SUS304 PL10	k g	774	700.22		541,970	
ステンレス鋼板	SUS304 PL12	k g	2	700.22		1,400	
ステンレスH形板	SUS304 H100×100×6×8	k g	142	1,314.72		186,690	
ステンレスH形板	SUS304 H200×200×8×12	k g	900	1,314.72		1,183,248	
ステンレス等辺直角鋼	SUS304 L75×75×9	k g	94	803.22		75,502	
ステンレス槽形鋼	SUS304 C200×100×10	k g	200	995.72		199,144	
計						2,572,366	
単価						2,572,366	円／式

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
参照使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

1)当り副部材費(積上)		単位	式	数量		単価	
					1		45,665
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
省合金二相ステンレス丸鋼	SUS821L1 PL33	k g	2	924.22	1,848		
ステンレス鋼板	SUS304 PL8	k g	13	515.42	6,700		
ステンレス鋼板	SUS304 PL9	k g	24	515.42	12,370		
ステンレス鋼板	SUS304 PL12	k g	27	700.22	18,905		
ステンレス等辺山形鋼	SUS304 L30×30×5	k g	6	973.72	5,842		
計					45,665		
単価					45,665	円/式	

参考資料 (1)

單位使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

参考資料（１）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
製作補助材料費	各種 6.5% 2618931円	単位	式	数量	1	単価 170,172
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
補助材料費		式	1		170,172	
					170,172	
単価					170,172	円／式

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
労務費（戸当り）〔水門〕	補正しない 水門(各種) 132人/門	単位	円	数量	1	単価 4,316,400
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
水門(各種)	132人/門	円	1	4,316,400	4,316,400	
					4,316,400	
単価					4,316,400	円／門

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
参照使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

開閉機構主要部材費		単位	式	数量			
					1	単価	301,756
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ステンレス鋼板	SUS304 PL4	k g	64	504.22	32,270		
ステンレス鋼板	SUS304 PL10	k g	8	700.22	5,601		
ステンレス鋼板	SUS304 PL19	k g	39	711.42	27,745		
ステンレス等辺山形鋼	SUS304 L40×40×6	k g	12	946.22	11,354		
ステンレス等辺山形鋼	SUS304 L50×50×5	k g	6	808.72	4,852		
ステンレス不等辺山形鋼	SUS304 L75×50×5	k g	20	1,567.72	31,354		
ステンレス棒鋼	SUS304N2 φ28	k g	1	849.79	849		
ステンレス棒鋼	SUS304N2 φ40	k g	19	849.79	16,146		
鋼板	SS400 PL9	k g	160	165.71	26,513		
鋼板	SS400 PL16	k g	30	165.71	4,971		
鋼板	SS400 PL32	k g	56	167.95	9,405		

参考資料 (1)

單個使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

開閉機構主要部材費		単位	式	数量	1	単価	301,756
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
銅板	SS400 PL80	k g	703	174.67	122,793		
銅板	SM400A PL16	k g	3	168.18	504		
銅板	SM400A PL25	k g	44	168.18	7,399		
計					301,756		
単価					301,756	円/式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
参照使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

開閉機構副部材費(積上)		単位	式	数量		単価	
					1		16,062
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ステンレス鋼板	SUS304 PL6	k g	1	504.22	504		
ステンレス鋼板	SUS304 PL9	k g	13	515.42	6,700		
ステンレス鋼板	SUS304 PL16	k g	6	711.42	4,268		
ステンレス丸鋼	SUS304 RB20	k g	2	861.79	1,723		
ステンレス丸鋼	SUS304 RB28	k g	3	843.79	2,531		
鋼板	SM400A PL12	k g	2	168.18	336		
計					16,062		
単価					16,062	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
参照使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

開閉機構部品費(積上)		単位	式	数量		単価	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
シーブ		個	4	35,100	140,400		
ネットカラー	SC4022S(SUS304)	個	8	2,070	16,560		
割ピン	呼4×36(SUS304)	個	4	20	80		
ラチェット架台	木材(パイマツ) 220×220×300	個	2	4,760	9,520		
樹脂プレート	MC901 t.30×80×125	個	8	4,720	37,760		
マルテアイボルト	使用荷重1.6t	個	2	23,000	46,000		
マルテアイボルト	使用荷重3.6t	個	2	40,000	80,000		
型打式ターンバックル	ジョー&ジョー-1×12 最小荷重22.6t	個	2	23,200	46,400		
張番	B 1001 2	個	4	3,000	12,000		
六角ボルト	SUS304 M16	k g	1	1,010	1,010		
六角穴付ボルト	SUS304 M10	k g	3	3,000	9,000		

参考資料 (1)

單位使用年月	2026. 3
步驟使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-0.00000002000

[illegible]

参考資料 (1)

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

参考資料 (1)

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

参考資料 (1)

單位使用年月	2026. 3
步梯使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-0.00000002000

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
参照使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

支柱主要部材費		単位	式	数量		単価	
					1		709,553
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ステンレス鋼板	SUS304 PL9	k g	26	515.42	13,400		
ステンレス鋼板	SUS304 PL10	k g	882	700.22	617,594		
ステンレス鋼板	SUS304 PL12	k g	100	700.22	70,022		
ステンレス鋼板	SUS304 PL16	k g	12	711.42	8,537		
計					709,553		
単価					709,553	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
参照使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

支柱副部材費(積上)		単位	式	数量		単価	
					1		90,053
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
省合金二相ステンレス	SUS821L1 PL20	k g	55	621.82	34,200		
ステンレス鋼板	SUS304 PL6	k g	79	504.22	39,833		
ステンレス鋼板	SUS304 PL9	k g	9	515.42	4,638		
ステンレス鋼板	SUS304 PL16	k g	16	711.42	11,382		
計					90,053		
単価					90,053	円/式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
参照使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

支社部品費(積上)		単位	式	数量			
					1	単価	289,971
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ステンレス鋼板 シーブ軸受け	SUS304 PL20	k g	8	711.42	5,691		
ステンレス鋼板 角座金	SUS304 PL28	k g	35	722.62	25,291		
ステンレス鋼板 シーブ軸受け	SUS304 PL35	k g	5	722.62	3,613		
H隠しパッド	U3(HI45° 合成パッドCR)	k g	2	80,000	160,000		
取手	SUS304	個	12	1,098	13,176		
六角ボルト	SUS304 M8	k g	1	1,100	1,100		
六角ボルト	SUS304 M20	k g	11	1,100	12,100		
六角穴付ボタンボルト	SUS304 M8	k g	1	3,000	3,000		
全ねじボルト	SUS304 M20	k g	20	3,000	60,000		
六角ナット	SUS304 M20	k g	4	1,500	6,000		
計					289,971		

参考資料 (1)

單個使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

参考資料（1）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
製作補助材料費	各種 6.5% 799606円	単位	式	数量	1	単価 51,974
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
補助材料費		式	1		51,974	
単価					51,974	円／式

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
労務費（支払）〔水門〕		単位	円	数量	1	単価 2,223,600
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
水門（各種）	68人/門	円	1	2,223,600	2,223,600	
単価					2,223,600	円／門

参考資料（１）

					単価使用年月 参照使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000		
支分部主要部材費		単位	式	数量		1	単価	536,603
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
省合金二相ステンレス	SUS821L1 PL8	k g	90	913.02	82,171			
省合金二相ステンレス	SUS821L1 PL9	k g	4	610.62	2,442			
省合金二相ステンレス	SUS821L1 PL12	k g	62	913.02	56,607			
省合金二相ステンレス	SUS821L1 PL15	k g	43	918.62	39,500			
ステンレス鋼板	SUS304 PL8	k g	206	515.42	106,176			
ステンレス鋼板	SUS304 PL15	k g	117	711.42	83,236			
ステンレス鋼板	SUS304 PL16	k g	125	711.42	88,927			
ステンレス鋼板	SUS304 PL25	k g	109	711.42	77,544			
合					536,603			
単価					536,603	円／式		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
参照使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

支保部副部材費(積上)		単位	式	数量		単価	
					1		97,146
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ステンレス鋼板	SUS304 PL1	k g	11	537.82	5,916		
ステンレス鋼板	SUS304 PL2	k g	15	509.82	7,647		
ステンレス鋼板	SUS304 PL12	k g	96	700.22	67,221		
ステンレス鋼板	SUS304 PL16	k g	5	711.42	3,557		
ステンレス鋼板	SUS304 PL22	k g	18	711.42	12,805		
計					97,146		
単価					97,146	円/式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
参照使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

支分部品名(積上)		単位	式	数量		単価	
					1		7,418,261
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ステンレス鋼板 角座金	SUS304 PL22	k g	8	711.42	5,691		
小型ポリウレタンフォーム	成形版(τ20×100×100) 0.3g/cm3	枚	737	3,000	2,211,000		
小型ポリウレタンフォーム	成形版(τ20×50×100) 0.3g/cm3	枚	67	3,000	201,000		
エプソン・ジョー	13×10	m	4	10,000	40,000		
BBシャックル	BB-22-100 22kN(SUS304)	個	4	1,190,000	4,760,000		
六角穴付ボルト	SUS304 M16	k g	5	3,000	15,000		
全ねじボルト	SUS304 M16	k g	50	3,000	150,000		
六角ナット	SUS304 M16	k g	9	1,410	12,690		
角ワッシャ	SUS304 M17	k g	3	3,000	9,000		
角ワッシャ	SUS304 M13.5	k g	1	3,000	3,000		
スリーブ式打込みアンカー	M10×全長100mm SUS304	本	16	680	10,880		

参考資料 (1)

單位使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

参考資料 (1)

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

参考資料 (1)

單位使用年月	2026. 3
步梯使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-0.00000002000

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
参照使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

直接部材費		単位	式	数量		単価	
					1		3,673
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ステンレス等辺山形鋼	SUS304 L25×25×3	k g	2	885.72	1,771		
等辺山形鋼	SS400 L60×60×5	k g	3	107.42	322		
鋼板	SS400 PL12	k g	4	165.71	662		
平鋼	SS400 FB12	k g	4	129.42	517		
平鋼	SS400 FB16	k g	3	133.82	401		
計					3,673		
単価					3,673	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
参照使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

部品費		単位	式	数量		単価	
					1		35,674
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
グレーチング	665×500×75	基	2	10,200	20,400		
グレーチング受桁	W019 L-0.67m	基	2	6,400	12,800		
全ねじボルト	SS400 M16	k g	1	870	870		
タミカルアンカー	R 16N	本	4	401	1,604		
計					35,674		
単価					35,674	円／式	

参考資料（1）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
製作補助材料費	各種 13% 3673円	単位	式	数量	1	単価 477
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
補助材料費		式	1		477	
単価					477	円／式

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
労務費（一般鋼構造物／鋼付設）		単位	円分	数量	1	単価 32,700
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備製作工		人	1	32,700	32,700	
単価					32,700	
単価					32,700	円／円分

参考資料（１）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
工場塗装費		単位	式	数量	1	単価 3,840
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
酸洗い	SUS304 材工共	m ²	0.6	4,488	2,692	
溶融亜鉛メッキ	HDZT77	k g	14	82	1,148	
計					3,840	
単価					3,840	円／式

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
据付対称費（水門）	各種 2428800円 14%	単位	式	数量	1	単価 340,032
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
据付材料費（率計上）		式	1		340,032	
計					340,032	
単価					340,032	円／式

参考資料（1）

参考資料 (1)					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
据付補助材料費	各種 4% 2428800円	単位	式	数量	1	単価	97,152	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
補助材料費		式	1		97,152			
計					97,152			
単価					97,152	円／式		

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
据付（各種）	64人/式 16人/式 無 無 無	単位	式	数量	1	単価	2,477,376	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
機械設備据付工		人	64	32,232	2,062,848			
普通作業員		人	16	25,908	414,528			
					2,477,376			
単価					2,477,376	円／式		

参考資料（1）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
掘付補助材料費	各種 1% 151800円	単位	式	数量	1	単価 1,518
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
補助材料費		式	1		1,518	
					1,518	
単価					1,518	円／式

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
鋼製付属設備掘付	補正しない 各種 5人/式 無 無 無	単位	式	数量	1	単価 154,836
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備掘付工		人	4	32,232	128,928	
普通作業員		人	1	25,908	25,908	
					154,836	
単価					154,836	円／式

参考資料 (1)

單位使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

参考資料 (1)

單價使用年月	2026. 3
掛號使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

参考資料 (1)

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00000002000

[illegible]

参考資料（２）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
省合金二相ステンレス ランションロッド軸受	SUS821L1 PL33	単位	k g	数量	1,000	単価 924.22
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
省合金二相ステンレス	SUS821L1 PL33					
スクラップ	二相ステンレス	k g	1,120	940	1,052,800	
		k g	-784	164	-128,576	
計					924,224	
単価					924.22	円／k g

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
製作補助材料費	各種 6.5% 822367円	単位	式	数量	1	単価 53,453
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
補助材料費						
		式	1		53,453	
計					53,453	
単価					53,453	円／式

参考資料（２）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
水門（各種）	139人/門	単位	門	数量	1	単価 4,545,300
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備製作工		人	139	32,700	4,545,300	
単価					4,545,300	円/門

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
ステンレス鋼板	SUS304 PL36	単位	k g	数量	1,000	単価 722.62
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ステンレス板	SUS304 25<t≤40	k g	1,120	760	851,200	
スクラップ	ステンレス 新切 18c r	k g	784	164	128,576	
単価					722,624	
					722.62	円/k g

参考資料（２）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
水門（各種）	132人/門	単位	門	数量	1	単価 4,316,400
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備製作工		人	132	32,700	4,316,400 4,316,400	
単価					4,316,400	円/門

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
水門（各種）	65人/門	単位	門	数量	1	単価 2,125,500
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備製作工		人	65	32,700	2,125,500	
単価					2,125,500	円/門

参考資料（２）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
ステンレス鋼板	SUS304 PL20	単位	k g	数量	1,000	単価
シーブ軸受け						711.42
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ステンレス板	SUS304 12< t ≤ 2.5	k g	1,120	750	840,000	
スクラップ	ステンレス 新切 18 c r	k g	-784	164	-128,576	
計					711,424	
単価					711.42	円／k g

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
ステンレス鋼板	SUS304 PL28	単位	k g	数量	1,000	単価
貴国金						722.62
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ステンレス板	SUS304 2.5< t ≤ 4.0	k g	1,120	760	851,200	
スクラップ	ステンレス 新切 18 c r	k g	-784	164	-128,576	
計					722,624	
単価					722.62	円／k g

参考資料（２）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
ステンレス鋼板	SUS304 PL35	単位	k g	数量	1,000	単価
シーブ軸受け						722.62
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ステンレス板	S U S 3 0 4 2 5 < t ≤ 4 0					
スクラップ	ステンレス 新切 18 c r	k g	1,120	760	851,200	
		k g	-784	164	-128,576	
計					722,624	
単価					722.62	円／k g

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
水門（各種）	68人/門	単位	円	数量	1	単価
						2,223,600
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備製作工						
		人	68	32,700	2,223,600	
計					2,223,600	
単価					2,223,600	円／門

参考資料（２）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
ステンレス鋼板	SUS304 PL22	単位	k g	数量	1,000	単価
当座金						711.42
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ステンレス板	SUS304 12<t≤2.5					
スクラップ	ステンレス 新切 18cr	k g	1,120	750	840,000	
		k g	-784	164	-128,576	
計					711,424	
単価					711.42	円／k g

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
製作補助材料費	各種 6.5% 633749円	単位	式	数量	1	単価
						41,193
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
補助材料費						
		式	1		41,193	
計					41,193	
単価					41,193	円／式

参考資料 (2)

單個使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1. 000-00000002000

[illegible]

参考資料（２）

参考資料（2）					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000~00000002000	
電気溶接機「ディーゼルエンジン駆動・直流アーク」	排出ガス対策型（第2次） 最大溶接電流200A	単位	H	数量	1	単価	3,305	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
軽注		L	11.5	130	1,495			
電気溶接機「ディーゼルエンジン駆動・直流アーク」	排出ガス対策型（第2次） 最大溶接電流200A	F	1	1,810	1,810			
諸経費（まるめ）		式	1		0			
計					3,305			
単価					3,305	円／H		

参考資料（2）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
雑機械器具預料（水門）	率計算 600080円	単位	式	数量	1	単価 12,001
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
雑器具預料		式	1		12,001	
					12,001	
単価					12,001	円／式

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000
雑機械器具預料	66円	単位	式	数量	1	単価 66
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
雑器具預料		式	1		66	
					66	
単価					66	円／式

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 製作原価	123,784,820	(15) 機器単体費	2,850,000	
(2) 据付工事原価	10,822,341	(16) 合算機器単体費	0	
(3) 中止期間中の現場維持等の費用	0			
(4) 設計技術費	3,249,000			
(5) 工事原価	137,856,161			
(1)+(2)+(4)				
(6') 一般管理費等 (計上額)	32,613,839	((6) 一般管理費等 (計算額)	32,616,767	)
(7') その他費目計	0			
(8) 業務委託料等	0			
(9) 工事価格	170,470,000			
(5)+(6')+(7')+(8) (万円未満切り捨て)				
(10) 消費税等相当額	17,047,000			
(11) 請負工事費	187,517,000			
(9)+(10)				
(12) 入札書比較価格 -----	170,470,000			
(請負工事費の100/110)				
(13) 調査基準価格	167,992,000			
(14) 調査基準価格の100/110	152,720,000			

工場管理費

工場管理費

機械設備名	工場管理費対象額	工場管理費率	計上額
水門設備（河川用水門）	60,105,702	20 %	12,021,140

工場管理費計

12,021,000

工場管理費対象純製作費

単独（追加工事） 60,105,702

全処分費を除く工場管理費対象純製作額 60,105,702

非対象額計（一） 51,659,018

管理費区分6・A・B・C・D 10,390,488

管理費区分E・F・Z 9 9 2 3 38,418,530

管理費区分3 2,850,000

管理費区分L 0

管理費区分2 0

管理費区分5 0

管理費区分9 0

（材料費 鋼材）

（材料費 鋼材を除く）

（機器単体費）

（輸送費）

（設計技術費・一般管理費のみ対象額）

（一般管理費のみ対象額）

（率計算の非対象額）

工場管理費

単独（追加工事） 12,021,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 水門設備（河川用水門）

合算工事：

対象工事費	5,239,100	据付直接工事費	5,239,100	事業損失	0
-------	-----------	---------	-----------	------	---

対象工事費に含まれる全処分費額

単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
----------	---	-----	---	------	---

非対象額計（一）

管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）
--------	---	---------------------

管理費区分3	0	（機器単体費）
--------	---	---------

管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）
--------	---	---------------

管理費区分7	0	（支給品（製作品・機器単体費）の額）
--------	---	--------------------

管理費区分9	0	（率計算の非対象額）
--------	---	------------

管理費区分T	0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額
--------	---	--------------------------

対象額（一）

支給品（+）	0
--------	---

無償貸付機械評価額（+）	0
--------------	---

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	5,239,100	現工事	0	合算工事	0
----------	-----------	-----	---	------	---

全処分費等を除く共通仮設費対象額	5,239,100	現工事	0	合算工事	0
------------------	-----------	-----	---	------	---

共通仮設費（率分）

率（補正前）	18.05 %	0 %
--------	---------	-----

施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1
---------	-----	---------	---

率（補正後）	18.41 %	（18.05% × 週休1.02）
--------	---------	-------------------

計上額

単独（追加工事）	964,000	現工事	0	合算工事	0
----------	---------	-----	---	------	---

調整工事計上額	0
---------	---

(積上分) 共通仮設費

共通仮設費 (積上分)

運搬費

0

準備費

0

事業損失防止施設費

0

安全費

0

役務費

0

技術管理費

348,241

営繕費

0

共通仮設費 (積上分) 計

348,241

据付間接費・現場管理費

据付間接費			
機械設備名	据付間接費対象額	据付間接費率	計上額
水門設備（河川用水門）	2,191,776	130 %	2,849,308

据付間接費計					2,849,000
現場管理費					
単独（追加工事）純工事費	6,551,341	単独（追加工事）据付直接工事	5,239,100	単独（追加工事）共通仮設費	1,312,241
非対象額計（ ）		0			
管理費区分2		0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）		
管理費区分3		0	（機器単体費）		
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）		
管理費区分7		0	（支給品（製作品・機器単体品）の額）		
管理費区分9		0	（率計算の非対象額）		
管理費区分T		0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額		
対象額（+）		0			
支給品		0			
無償貸付機械等評価額		0			
事業損失防止施設費		0			
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	6,551,341	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く現場管理費対象純工事費	6,551,341	現工事	0	合算工事	0
現場管理費率（補正前）	21.09 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
施工地域等補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
砂防・地滑り補正	0 %				
現場管理費率（補正後）	21.72 %	（21.09% × 週休1.03）			0 %
現場管理費計上額					
単独（追加工事）	1,422,000	現工事	0	合算工事	0
				調整工事計上額	0
（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	204,286				

設計技術費

製作原価					
単独（追加工事）	123,784,820				
据付工事原価					
単独（追加工事）	10,822,341				
非対象額計（－）	348,241				
管理費区分5	0				（一般管理費のみ対象額）
管理費区分9	0				（率計算の非対象額）
管理費区分T	0				（対象額に含まれる全処分費）
管理費区分M	348,241				（設計技術費のみ非対象額）
中止期間中の現場維持費	0				（据付工事原価に含まれる中止期間中の現場維持費計上額）
対象額（＋）					
支給品費	0				
設計技術費対象額					
単独（追加工事）	134,258,920	現工事	0	合算工事	0
全処分費を除く設計技術費対象額	134,258,920				
標準設計技術費率					
工種	水門設備（河川用水門）				
単独（追加工事）	2.42 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
設計技術費					
単独（追加工事）	3,249,000	現工事	0	合算工事	0
調整工事計上額					0

一般管理費等（当初）

主たる工種						
単独（追加工事）		水門設備（河川用水門）				
工事原価						
単独（追加工事）		137,856,161	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（一）		0				
管理費区分9		0	（率計算の非対象額）			
管理費区分T		0	全処分費等のうち3％または3000万円を超える額			
一般管理費等対象工事原価						
単独（追加工事）		137,856,161	現工事	0	合算工事	0
全処分費を除く一般管理費等対象額		137,856,161				
標準一般管理費率						
単独（追加工事）		24.1	%	現工事	0	%
製作原価における機器単体費（管理費区分3）						
単独（追加工事）		2,850,000	現工事	0	合算工事	0
工事原価に占める機械単体費の比率（K）						
単独（追加工事）		0.02	現工事	0	合算工事	0
機器単体費補正係数（R）						
単独（追加工事）		0.98	現工事	0	合算工事	0
前払金支出割合による補正係数						
単独（追加工事）		1	現工事	0		
財団法人等による補正係数		1	現工事	0		
契約保証に係る一般管理費等対象工事原価		137,856,161				
契約保証に係る補正值		0.04				
一般管理費等率						
単独（追加工事）		23.66	%	現工事	0	%
一般管理費等						
単独（追加工事）		32,613,839	現工事	0	合算工事	0
業務委託料等						
		0				
調査基準価格		167,992,000				
調査基準価格100/110		152,720,000	(89.59 %)			

工場管理費対象額（間接労務費対象額）リスト

[illegible]

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 栄町地区陸閘ゲート設備新設工事

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所 防災課

工事数量総括表

工事名 R 7 栄町地区陸開ゲート設備新設工事		(当 初)				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
製作工		式		1		
河川用水門設備製作		式		1		
水門設備		式		1		
扉体(河川用水門)	フラップゲート式陸開 純径間 6m 有効高 1.8m	門		2		
戸当り(河川用水門)	フラップゲート式陸開	門分		2		
開閉機構(河川用水門)	フラップゲート式陸開	門分		2		
支柱(河川用水門)	フラップゲート式陸開	門分		2		
支承部(河川用水門)	フラップゲート式陸開	門分		2		
付属設備		門分		2		
付属設備(導排水設備)	区分D	式		1		
		門分		2		
間接労務費		式		1		

工事数量総括表

工事名 R 7 栄町地区陸開ゲート設備新設工事		(当 初)				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
純製作費		式		1		
工場管理費		式		1		
製作原価		式		1		
据付工		式		1		
河川用水門輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
河川用水門輸送	製作工場から据付工事現場まで	式		1		
河川用水門輸送	製作工場から常陸河川国道事務所まで	式		1		
河川用水門設備据付		式		1		
河川用水門据付工		式		1		
据付(河川用水門) 1門分	フラップゲート式陸開 純径間 6m 有効高 1.8m	式		1		

工事数量総括表

工事名 R 7 栄町地区陸開ゲート設備新設工事		(当 初)				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
据付(付属設備)	区分D	式		1		
直接経費(水門設備)		式		1		
直接経費(付属設備)		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
施工実態調査費		式		1		
諸経費動向調査費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名 R 7 栄町地区陸間ゲート設備新設工事		(当 初)				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
据付間接費		式		1		
据付工事原価		式		1		
設計技術費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		
		式		1		

R 7 栄町地区陸閘ゲート設備新設工事

特記仕様書

令和 8 年 2 月

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所

工 事 名 : R7 栄町地区陸閘ゲート設備新設工事
工事場所 : 茨城県ひたちなか市栄町地先
工 期 : 契約の翌日から令和9年2月26日まで

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、機械工事共通仕様書（案）（令和7年度版）（国土交通省 HP 参照（https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html）以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、R7 栄町地区陸閘ゲート設備新設工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

第2条 条件明示

本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第3条 配置予定技術者

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第4条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 請負契約の締結後、契約工期内であっても次に示す場合については専任を要しないものとする。
 - （1）工場製作のみが行われている場合
 - （2）現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）
 - （3）工事を全面的に一時中止している場合
 - （4）工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である場合
ただし、専任を要しない期間は、監督職員との協議により決定するものとする。
3. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、工事の始期後、監督職員との打合せにおいて定める。

4. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。

（1）建設業法第26条第3項第二項による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（3）監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内もしくは福島県内の工事でなければならない。

（6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

（1）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合

格書の写しなど)

- (2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))
- (3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し等)
- 4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
- 5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズへの登録

- 1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-1-12 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
- 2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
- 3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第7条 コリンズへの位置情報の入力

共通仕様書 1-1-1-12 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

茨城県ひたちなか市栄町

緯度 36° 20' 39" 経度 140° 34' 50"

第8条 コリンズへの工事概要の入力

共通仕様書 1-1-1-12 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

フラップゲート式陸閘製作 2門 扉体2門分 戸当り 2門分
開閉機構 2門分 支柱 2門分 支承部 2門分 導排水施設 2門分

フラップゲート式陸閘据付 1門 扉体1門分 戸当り 1門分
開閉機構 1門分 支柱 1門分 支承部 1門分 導排水施設 1門分

第9条 コリنزへの設計業務名及びテクリス番号の入力

共通仕様書 1-1-1-12 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については下表のとおりとする。

業務名	テクリス番号
R 5 那珂川河道掘削詳細設計他（その1）業務	4055828583

第10条 低入札価格調査制度対象工事に対する調査協力

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は常陸河川国道事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は下表のとおり。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－3	元請けの手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請けの資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査	元請、下請けの工事費内訳

第 1 1 条 低入札価格調査制度対象工事に係る品質確保等

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、次に示すとおり施工管理を強化するものとする。

1. 溶接における施工管理の強化

溶接の施工管理は、「機械工事施工管理基準（案）」（令和 3 年 3 月）によるほか、以下による。

(1) 受注者は、突合せ継手については、突合せ溶接延長の 10% 以上について放射線透過試験を行うものとする。

ただし、水門扉主要構造部及び放流管のうち、特に新しい材料、高水圧水門（設計水深 25m 以上）、複雑な構造物などの重要な突合せ継手部は、突合せ溶接延長の 40% 以上について放射線透過試験を行うものとする。

なお、放射線透過試験が適切に実施できない場合などは、超音波探傷試験を代替方法とすることができる。

(2) 受注者は、主要構造部の T 継手溶接部については、当該継手溶接延長の 10% 以上について超音波探傷試験を行うものとする。

2. 溶接における監督・検査等の強化

(1) 発注者は段階確認において、1 項(1)及び(2)の非破壊試験に対し、1 工事につき 1 回以上立会うものとする。

(2) 発注者は、段階確認や検査時等において、溶接部の内部欠陥の有無を確認するため、受注者が行う非破壊試験結果の確認に加え、任意の箇所（1 設備 1 箇所以上）を選定し、超音波探傷試験による確認を行うことができる。

(3) 発注者は段階確認や検査時等において、溶接部の表面欠陥の有無を確認するため、任意の箇所（1 設備 1 箇所以上）を選定し、浸透探傷試験による確認を行うことができる。

第 1 2 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 1 3 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。

2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

3. 「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式一 15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第14条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第15条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員等及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑

な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 17 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 18 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 19 条 ワンデーレスポンス

1. 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和 5 年 12 月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第 20 条 契約内容の変更手続き

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 21 条 設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書 1-1-22 から 1-1-24 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によることとする。

第 22 条 スライド条項

工事請負契約書第 26 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 23 条 機械設備施工実態調査

本工事は、「機械設備施工実態調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第 24 条 諸経費動向調査

本工事は、「諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第 25 条 電子納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン 機械設備工事編【工事】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第 26 条 維持管理情報データベース統一様式

受注者は、整備内容を別途監督職員より通知される「機械設備の維持管理情報データベース統一様式」(以下「統一様式」という。)に記入し監督職員へ提出しなければならない。なお試運転を行う場合は点検整備標準要領に基づき整備前後に測定したデータを記入するものとする。

また、統一様式に記載されていない項目であっても施設保全上測定が必要と思われるものについてはこれを充足するものとし、記入方法については監督職員の確認を受けるものとする。

第 27 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来高管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第28条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第29条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、「写真管理基準」という）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア（一社）施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準

(令和5年3月)に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第30条 快適トイレの試行

1. 内 容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サンタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

(13) 擬音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

3. その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上本条項の対象外とする。

第 3 1 条 BIM/CIM 適用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3 次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

活用内容	活用内容の詳細
〔義務項目〕	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された 3 次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
2 次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された 3 次元モデルを閲覧し、2 次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計等で作成された 3 次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。

〔推奨項目〕（例）	
重ね合わせによる確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 （例）本工事では、建築限界及び構造物等と官民境界の位置を確認する。
現場条件の確認	3次元モデルに建機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。 （例）本工事では、建機の搬出入経路及び旋回範囲を確認する。
施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデル施工可能かどうかを確認する。 （例）本工事では、交通規制を伴う部分の切り替え、作業スペース等を確認する。 （例）本工事では、工事進捗に伴い変化する仮設及び建機等の作業スペース等を確認する。
施工管理での活用	3次元モデル上で施工手順等を区分し、施工範囲の明確化や進捗管理等に活用する。 （例）本工事では、護岸工の打設日毎に色分けをし、進捗確認を行う。

（参考）3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM取扱要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照）。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等）

- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
 - 6) 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
 - 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用
2. BIM/CIM 実施報告書の作成
- BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。
- 1) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
 - 2) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）
3. 成果の納品
- 以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。
- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
 - 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
 - 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）
4. その他
- 最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>）で提供されているので、適宜参照すること。

第32条 DX データセンターの使用

本工事は、DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>）及びポータルサイト（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>）を参照すること。

第33条 工事中の安全確保

- 1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

- Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- Ⅳ. 足場・法面等からの墜落事故防止
- Ⅴ. 地下埋設物の損傷事故防止
- Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- Ⅶ. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- (1) 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- (2) 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第 3 4 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が 30℃ 以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃ 以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

- ① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃ 以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃ 以上となる日を真夏日とみなす。
- ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃ 以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃ 以上の日を真夏日とする。
- ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃ 以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃ 以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃ 以上の場合を真夏日とする。
なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季

休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第35条 安全管理推進技術検査等認定

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。なお、上記については、共通仕様書第1編「1-1-8 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成后、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第36条 出水期間中の現場管理及び施工

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、共通仕様書 第1編「1-1-40 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、共通仕様書第1編「1-1-8 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。

防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第37条 架空線等上空施設の事故防止対策

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第38条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和8年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 39 条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第 40 条 交通安全管理（過積載による違法運行の防止対策）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第 41 条 工 期

1. 工期は、雨天・休日等を見込み契約の翌日から令和 9 年 2 月 26 日までとする。
なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	30 日間
②後片付け期間	20 日間

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第 42 条 余裕期間制度の活用

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16 により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第43条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第44条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙ー5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第45条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休 2 日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休 2 日に取組むものとする。

2. 週休 2 日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休 2 日

①完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1 年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を現場閉所を行ったものとみなす。対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間とする。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休 2 日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1 年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1 週 40 時間または 1 日 8 時間を超える労働時間を設定した月は、週休 2 日工事の対象期間外とする。また 1 年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1 年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
 - ・ 変更した就業規則
4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。
- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
 - ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
 - ③官公庁の休日の場合
- 完全週休 2 日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。
- また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1 年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。
5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休 2 日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休 2 日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休 2 日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
- 完全週休 2 日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第 4 6 条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近 5 カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
- 工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、水戸気象台（気象庁のデータ）における 1 日の降雨・降雪量が 10 mm 以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第 4 7 条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第 4 8 条 個人情報の取り扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

（1）受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

（2）前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第49条 受注者相互の協力（他工事との連携）

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R7那珂川左岸栄町地区 築堤護岸工事（予定）	築堤工事	令和7年4月1日～ 令和9年2月26日

第50条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工事	8：00～17：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第51条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL: <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>
- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技

術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 5 2 条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 5 1 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 5 1 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「一 V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。なお、「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 5 3 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実績状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第54条 契約後V E方式

1. 定 義

「V E提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E提案の意義及び範囲

- (1) 受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- (2) 以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。
 - 1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - 2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - 3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E提案書の提出

- (1) 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - 1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - 2) V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - 3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - 4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - 5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - 6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E提案書の審査

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E提案の採否等

VE 提案の採否について、原則として、VE 提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE 提案を採用した場合の設計変更等

- (1) VE 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- (4) VE 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. VE 提案の活用と保護

評価の結果、当該 VE 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者が VE 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 55 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 51 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第56条 総価契約単価合意方式について

1. 目 的

本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

2. 共通仕様書 1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書の適用

共通仕様書 1-1-4 第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

3. 合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第57条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

1. 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

2. 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

3. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

4. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保

に努めなければならない。

5. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

6. なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第58条 2次コンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用 途	粗骨材の 最大寸法	スラフ [°]	水セメント比	呼び強度	セメントの種類
二次コンクリート	40mm	8cm	60%以下	24N/mm ²	高炉セメントB種

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。
3. 水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。

第59条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は本工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 本工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入してい

ない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第60条 監督職員による確認及び立会等

本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、段階確認項目、検査(確認)方法、対象設備の詳細区分については施工計画書に記載し提出するものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
材 料 確 認	工場：納入後、製作開始前 現場：納入後、据付開始前	扉体、戸当り、開閉機構 支柱、支承部、付属設備
溶 接 確 認	工場：溶接完了時 現場：溶接完了時	扉体、戸当り、開閉機構 支柱、支承部、付属設備
寸 法 確 認	工場：仮組立完了時 現場：据付完了時	扉体、戸当り、開閉機構 支柱、支承部、付属設備
性 能 確 認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	開閉機構
施 工 状 況 確 認 （ 緊 張 試 験 ）	現場：あと施工アンカ 施工後機器据付前	戸当り、開閉機構、支柱 、支承部
現 地 試 運 転 確 認	総合試運転実施時	

材料確認をすべて工場で実施する場合など、本工事において該当しない項目がある場合は、監督職員と協議するものとする。

現地試運転確認においては、無負荷（扉体自重のみ）による開閉動作確認とする。ただし、現地状況等により開閉動作が行えない場合には監督職員と協議するものとする。

第61条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12 によるものとする。

第62条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定め、施工計画書に記載するものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第63条 地震発生後の建設工事現場の点検

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によるものとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - 1) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - 2) 現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第64条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、本工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第65条 あと施工コンクリートアンカ

1. あと施工コンクリートアンカの施工にあたり、対象施設の劣化程度、配筋の位置などを調査するものとし、項目は以下のとおりとする。

なお、事前調査段階において躯体等が強度上耐えられないことが判明した場合には、対応方針について監督職員と協議するものとする。

 - (1) 施工に際し問題ない状況であるかどうかを目視にて調査
 - ・躯体に劣化があるか。
 - ・クラックや欠損がないか など
 - (2) コンクリート内部探査器などを使用し、配筋の位置を調査
2. あと施工コンクリートアンカ削孔部の測定データは、削孔径及び深さとし、計測状況を数値が確認できる写真に記録しなければならない。

第66条 工事概要

本工事は、栄町陸間の新設に伴い、扉体、戸当り、開閉機構、支柱、支承部、付属設備の設計・製作及び据付（ただし据付は1門分のみ）を行うものである。

第67条 工事施工範囲

1. 本工事の施工範囲は、次に示す設備の設計、製作（工場検査を含む。）及び輸送、据付、現地試運転までとする。

なお、受注者はゲート設備完成までに管理者に対する操作説明を行うものとし、この操作説明は本工事の工事範囲に含まれている

①設計、製作（工場検査を含む。）及び輸送

種別	細別	単位	数量	施工内容
フラップゲート式陸閘	扉体	門	2	設計・製作・搬入
	戸当り	門分	2	設計・製作・搬入
	開閉機構	門分	2	設計・製作・搬入
	支柱	門分	2	設計・製作・搬入
	支承部	門分	2	設計・製作・搬入
付属設備	導排水設備	門分	2	設計・製作・搬入

②据付、現地試運転

種別	細別	単位	数量	施工内容
フラップゲート式陸閘	扉体	門	1	据付
	戸当り	門分	1	据付
	開閉機構	門分	1	据付
	支柱	門分	1	据付
	支承部	門分	1	据付
付属設備	導排水設備	門分	1	据付

注） 1. 次の内容は施工範囲とする。

- （１） ２次コンクリート打設部のチッピング及び２次コンクリートの打設
- （２） 機器据付部のアンカーボルト設置
- （３） フラップゲート式陸閘 １門分の工場から運搬保管場所までの運搬

注） 2. 以下の関連工事は、本工事の施工範囲外とする。

- （１） １次コンクリートの打設及び差し筋の埋め込み
- （２） 搬入路の設置及び撤去
- （３） 陸閘間に設置にするプレキャストＬ型擁壁
- （４） フラップゲート式陸閘 １門分の据付

第 68 条 製作品運搬

本工事で製作する 1 門分の各機器は、当初、以下の場所に運搬保管を見込んでいるが、運搬保管場所は、発注者の都合で変更する場合がある。その場合運搬保管場所は別途指示するものとし、設計変更の対象とする。

運搬保管場所	住所	運搬距離	対象機器
常陸河川国道事務所 敷地内	茨城県水戸市千波町 1962-2	1 1 2 km	扉体、戸当り、開閉機構、支柱、支承、付属設備

第 6 9 条 設計条件

設計条件は次のとおりとする。

- (1) ゲート天端高 (T.P + 4. 3 0 0 m)
- (2) ゲート敷高 (T.P + 2. 5 0 0 m)
- (3) 設計水位 T.P + 4. 3 0 0 m
- (4) 波圧係数 $\alpha = 1. 0$
- (5) 設計震度 L 1 地震度 0. 2 4
- (6) 設計水圧
上端水圧 0. 0 0 0 kN/m² (T.P + 4. 3 0 0 m)
扉体上端水圧 0. 0 0 0 kN/m² (T.P + 4. 3 0 0 m)
扉体下端水圧 1 7. 6 5 8 kN/m² (T.P + 2. 5 0 0 m)
- (7) 衝突荷重 (漂流物) 0. 0 kN/m² (考慮しない)
- (8) 風荷重 3. 0 kN/m²
- (9) 輪荷重 T-2 5 衝撃係数 $i = 0. 4$

第 7 0 条 主要仕様

主要仕様は、次のとおりとする。

- (1) 門数 2 門
- (2) 設置方式 路面埋設型
- (3) 形式 フラップゲート式陸閘
- (4) 純径間 6. 0 0 0 m
- (5) 扉高 1. 8 0 0 0 m
- (6) 水密方式 後面 3 方ゴム水密方式
- (7) 開閉方式 浸水時：浮力および水圧による浮上
点検時：チェンブロック等による手動開閉

第 7 1 条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第 1 章 総則

第 1 節

1-1-4 1 工事中の安全確保

1. 地震、出水等の発生等に備えて、あらかじめその対応策を定め、施工計画書に記載するものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適

切な保全措置を講ずるものとする。

第3章 共通施工

第2節

3-2-4 ステンレス鋼の表面処理

ステンレス表面は工場での動態化処理として酸洗いを実施するものとする。

第8節 据付

3-8-1 一般事項

資機材の搬入搬出時期、方法、設置場所については、現地調査を行い十分検討した上で、施工計画書へ記載し施工するものとする。

3-8-2 仮設機材

据付に必要な工事用電力、光熱、用水は全て受注者の負担とする。

第4章 水門設備

第1節 通則

4-1-1 一般事項

受注者は、本工事の施工にあたって第1条によるほか、下記に示す基準等に準じて施工しなければならない。これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用しなければならない。

- (1) 機械工事施工管理基準（案）（国土交通省）
- (2) 機械工事完成図書作成要領（案）（国土交通省）
- (3) ダム・堰施設技術基準（案）（社団法人ダム・堰施設技術協会）
- (4) 水門・樋門ゲート設計要領（案）（社団法人ダム・堰施設技術協会）
- (5) ゲート用開閉装置（機械式）設計要領（案）（社団法人ダム・堰施設技術協会）
- (6) 機械工事塗装要領（案）・同解説（国土交通省）
- (7) 河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（国土交通省）
- (8) 河川管理施設等構造令、同施行規則（国土交通省）
- (9) 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- (10) その他関連法規

4-1-3 使用材料

1. 材料

ゲート及び設備等に使用する材料は、次に示すものまたはこれらと同等品以上とする。

区分名称	使用箇所	材料名	記号
フラップゲート 式陸閘	扉体	ステンレス鋼	SUS821L1
	戸当り	ステンレス鋼	SUS304
	開閉機構	ステンレス鋼	SUS304

	支柱	ステンレス鋼	SUS304
	支承部	ステンレス鋼	SUS821L1
導排水設備	ライナー	ステンレス鋼	SUS304
	グレーチング受け金物	一般構造用鋼材	SS400 (溶融亜鉛メッキ)

第72条 その他

1. 総合試運転

現地総合試運転において、実負荷運転が出来ないと判断される場合は、監督職員と協議の上、機器単体試験に替えることが出来る。

2. 疑義事項の処理

受注者は、工事契約後速やかに必要な調査等を実施し、契約図書と現地に差異ならびに特記仕様書に疑義が生じた場合は、原則として書面で監督職員と協議し、適切な処理を行わなければならない。

－以 上－

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に 影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。	4 9 条
	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、 施工時期、施工時間及び施工方法。	5 0 条
	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	4 2 条
	■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	4 1 条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、 建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	3 9 条

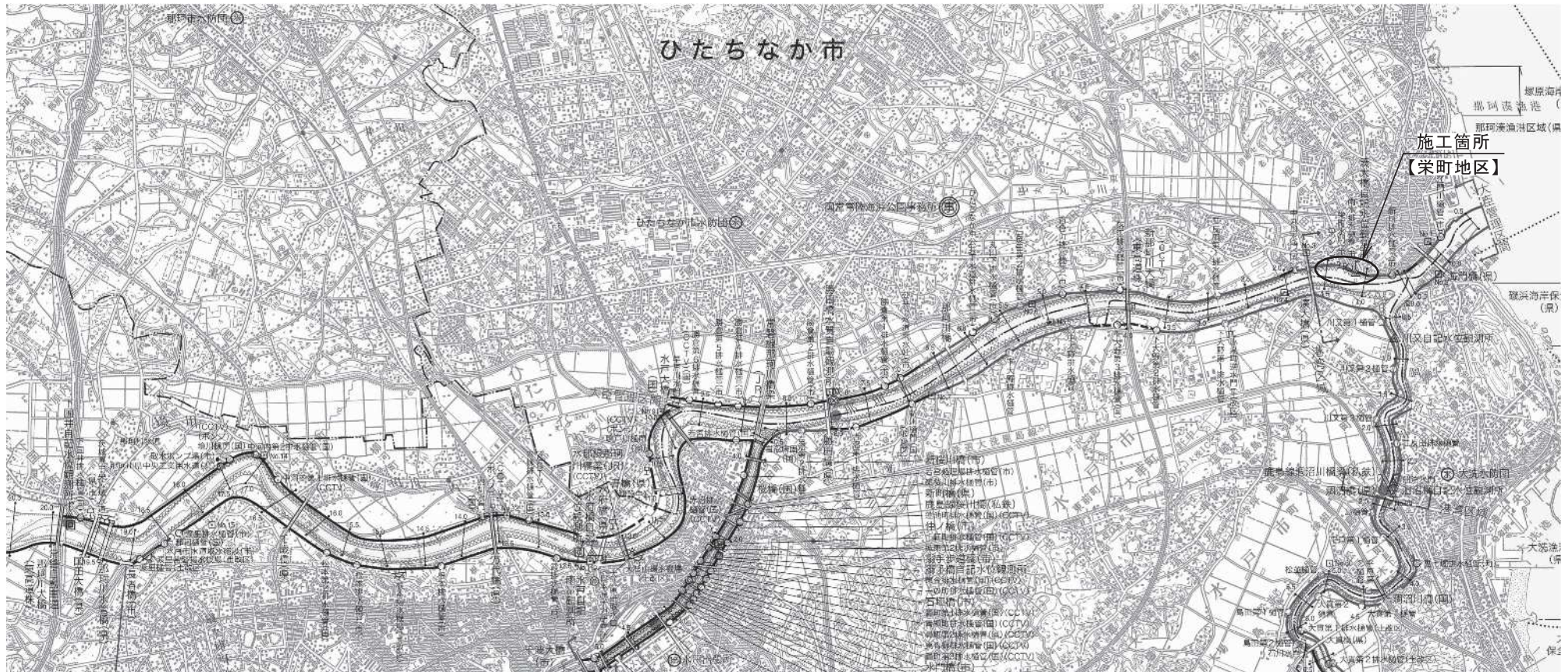
概略工事工程表

工事名：R7栄町地区陸閘ゲート設備新設工事

[illegible]

位置図

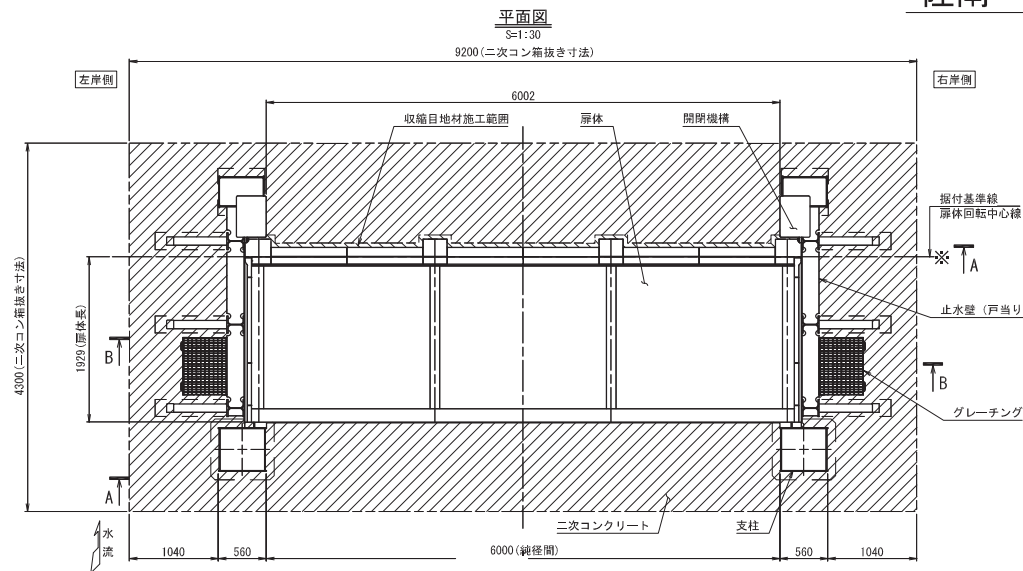
S=1:50,000



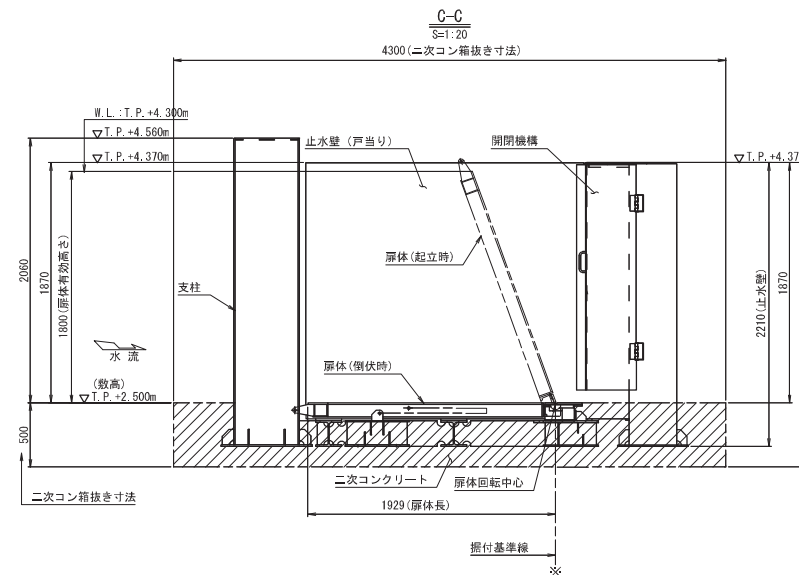
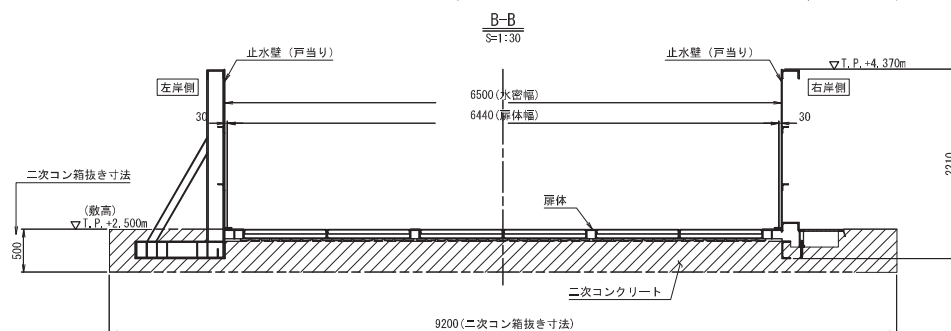
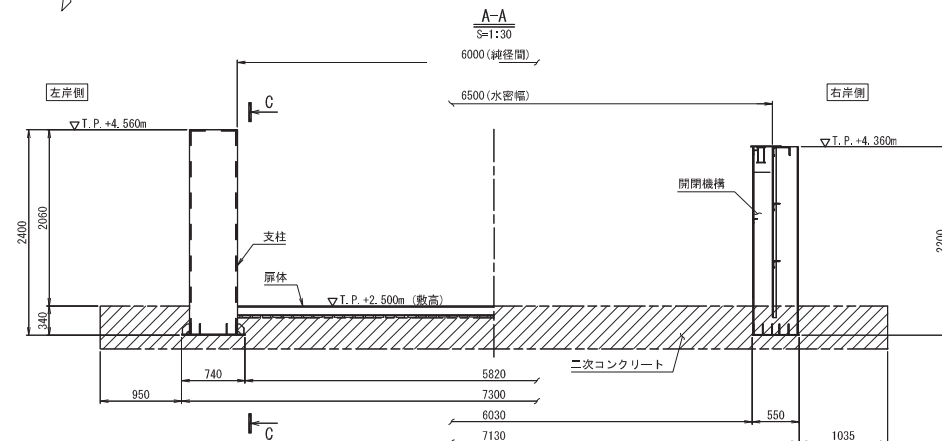
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

業務名	R7栄町地区陸閘ゲート設備新設工事		
図面名	位置図		
作成年月日	令和 8 年 2 月		
縮尺	1 : 50,000	図面番号	4 の 1
設計会社名			
所長	副所長	課長	専門委員 係長 担当
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

陸閘一般図



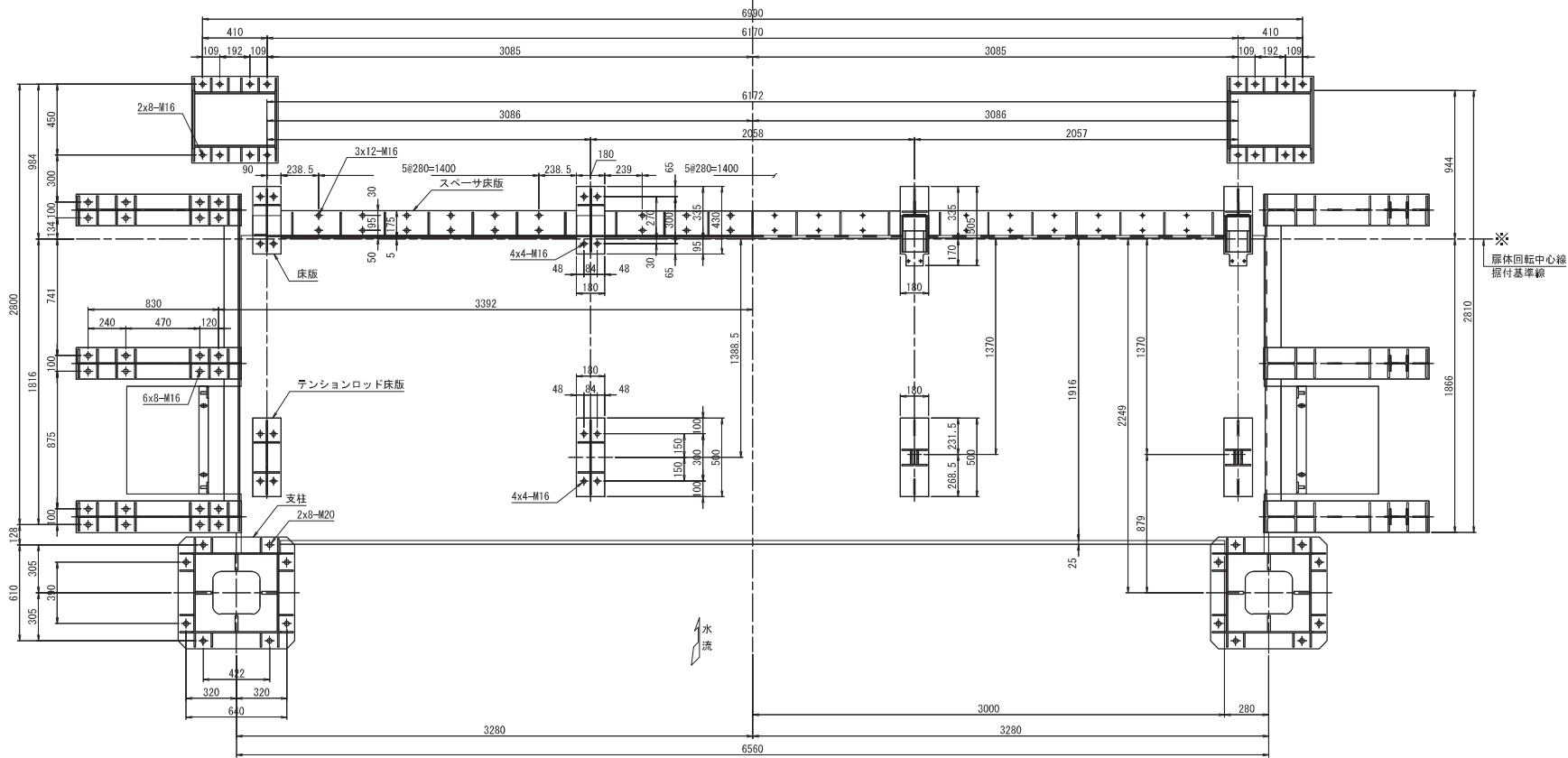
仕 様	
型 式	フラップゲート式陸閘
門 数	1門
最 小 幅 員	6,000 m (水密幅 6,500 m)
有 効 高	1,800 m
敷 高	T.P.+2,500 m
設 計 水 圧	上端水圧 0.000 kN/m ² (T.P.+4,300 m)
	扉体上端水圧 0.000 kN/m ² (T.P.+4,300 m)
	扉体下端水圧 17.658 kN/m ² (T.P.+2,500 m)
設 計 震 度	L1 地震動 0.24
上 載 荷 重	輪荷重：一般車両 (T-25)、船舶牽引車 (27kN)
水 密 方 式	3方ゴム水密
開 閉 方 式	浸水時：浮力による自動開閉方式 点検時：チェーンブロックによる手動開閉方式
主要部材質	扉体、床版、止水壁 (戸当り)、支柱:SUS材



工事名	R7栄町地区陸閘ゲート設備新設工事		
図面名	陸閘一般図		
作成年月	令和 8 年	2 月	
縮 尺	図示	図面番号	4 の 2
会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

陸間基本寸法図

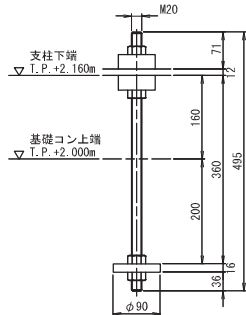
平面配置図
S=1:15



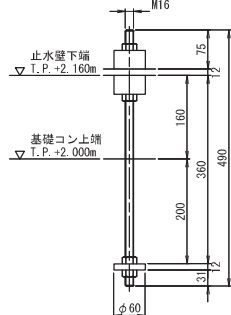
アンカー詳細

S=1:5

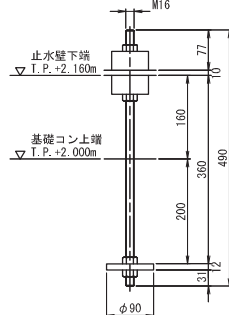
支柱部 製作数:16



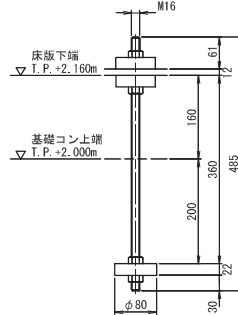
止水壁（戸当り）形鋼床版部 製作数:48



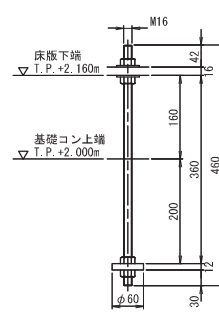
止水壁（戸当り）形鋼床版部 製作数:16



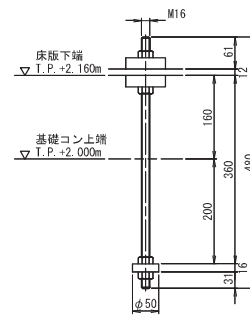
床版部 製作数:16



スベサ床版部 製作数:36

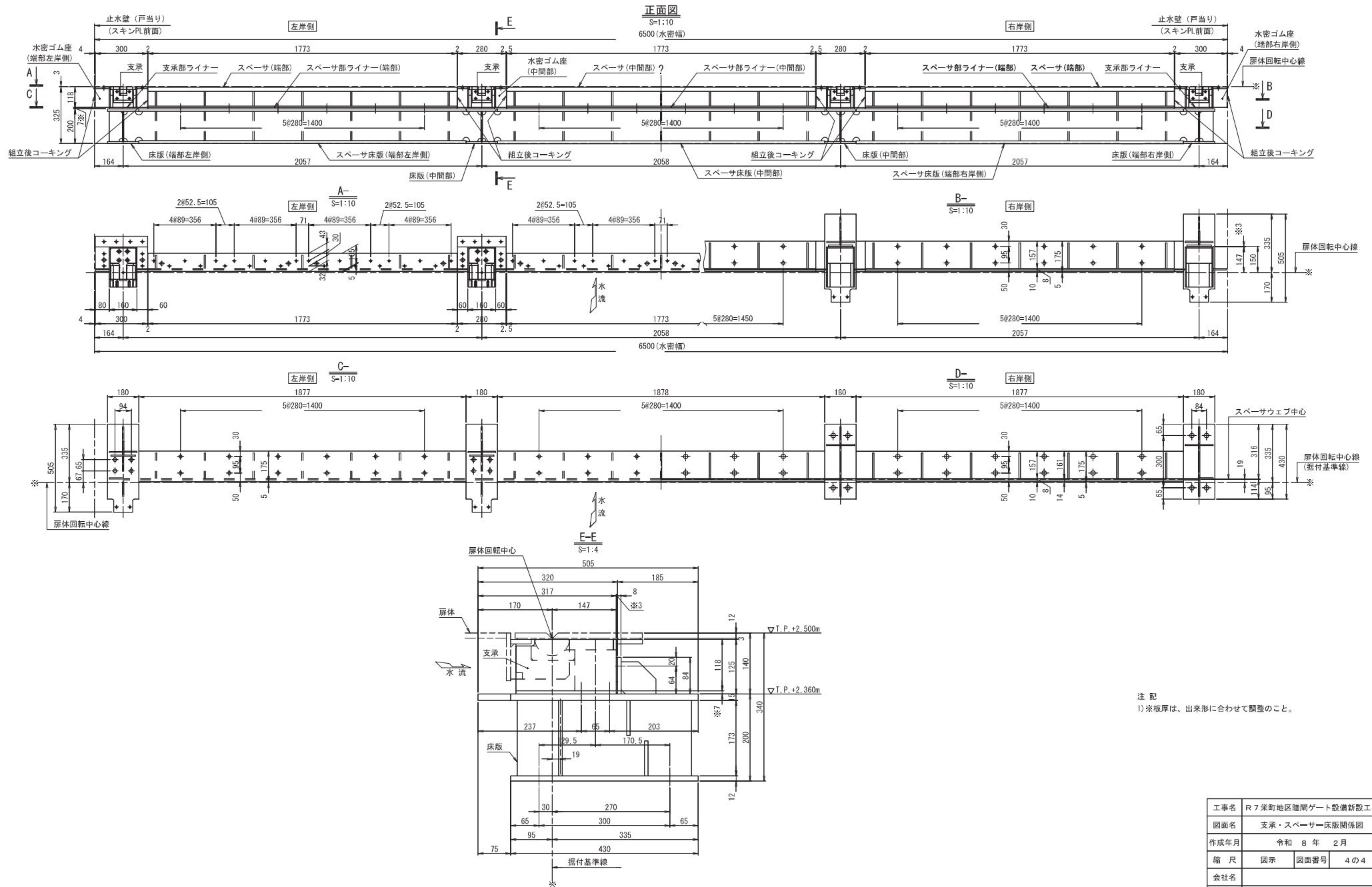


テンションロッド床版部 製作数:16



工事名	R 7 栄町地区陸間ゲート設備新設工事		
図面名	陸間基本寸法図		
作成年月	令和 8 年	2 月	
縮 尺	図示	図面番号	4 の 3
会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

支 承 ・ ス ペ ー サ ー 床 版 関 係 図



注 記
1)※板厚は、出来形に合わせて調整のこと。

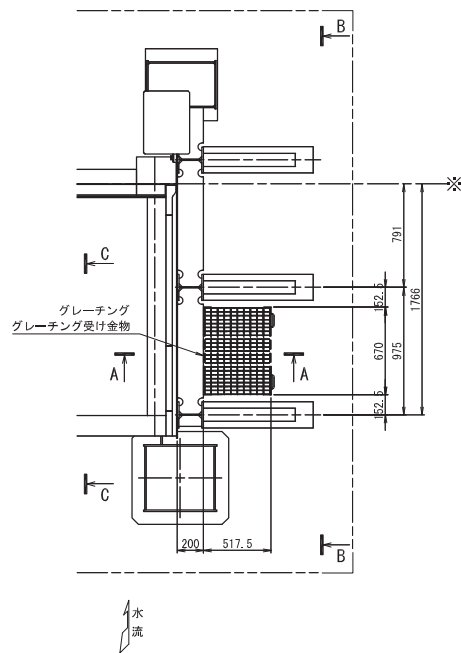
工事名	R7 栄町地区陸間ゲート設備新設工事		
図面名	支承・スパーサー床版関係図		
作成年月	令和 8 年 2 月		
縮 尺	図示	図面番号	4 の 4
会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

導排水設備関係図
(参考図)

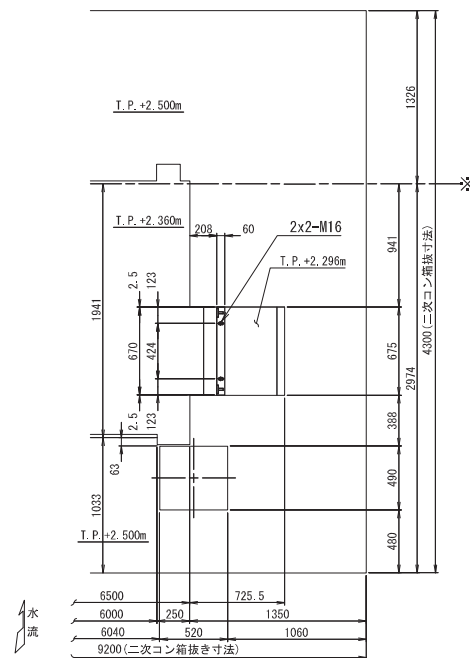
導排水設備配置図

S=1:20

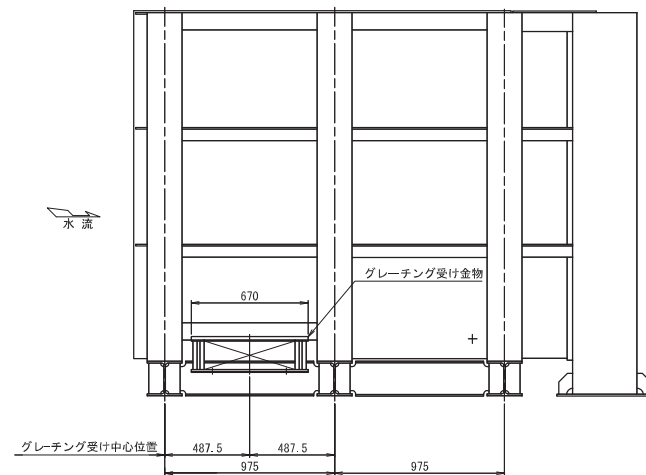
グレーチング及びグレーチング受け金物



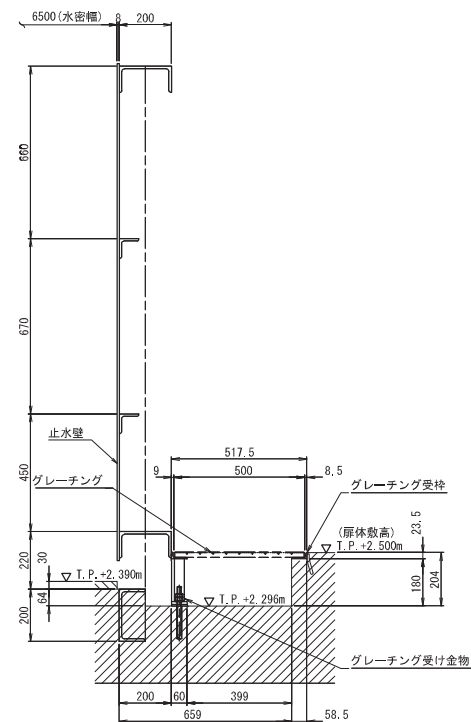
アンカー配置図



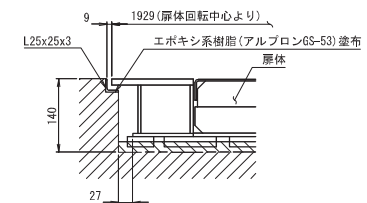
B-B

$$S=1:15$$


A-A

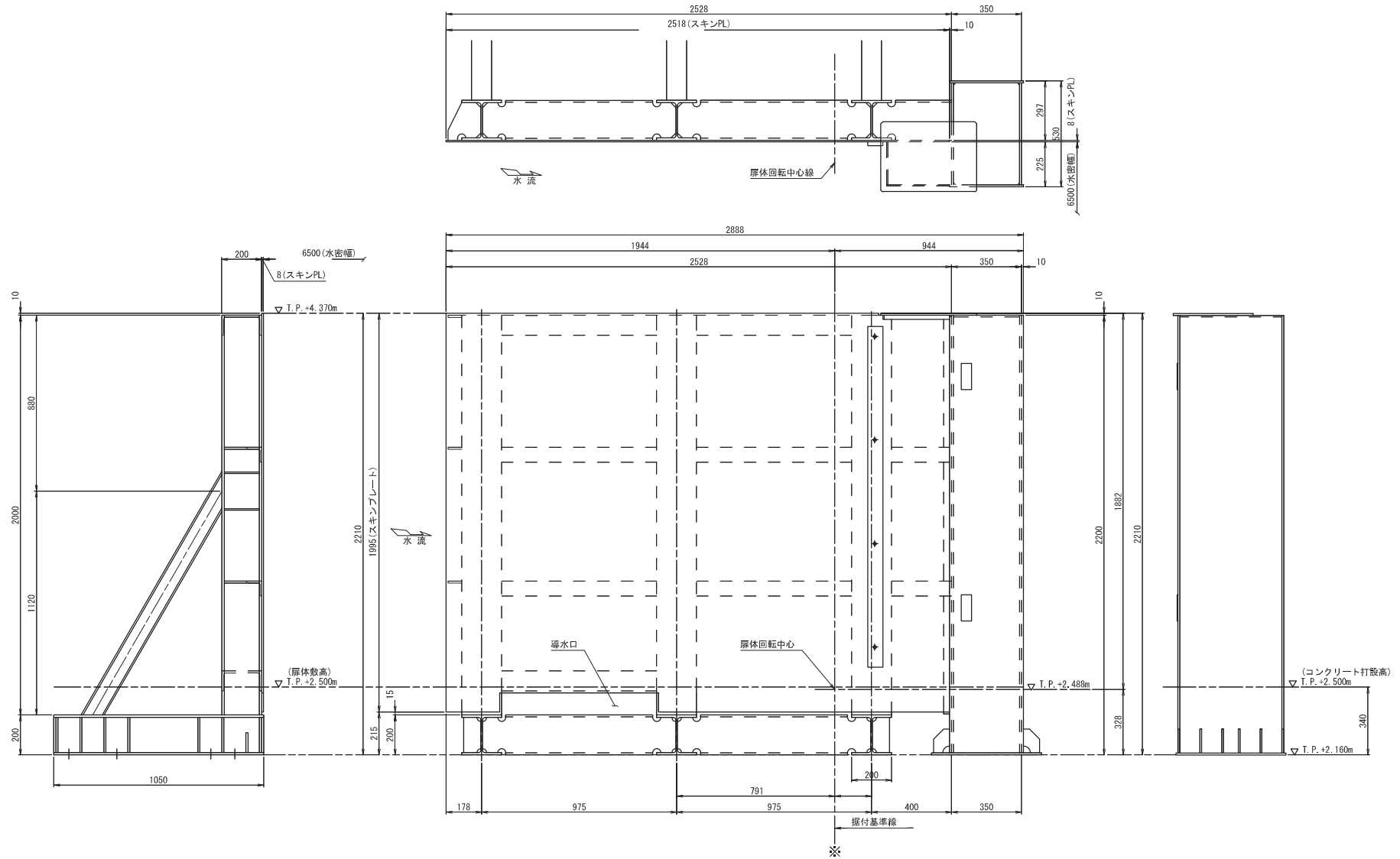
$$\underline{\underline{S=1:10}}$$


C-C

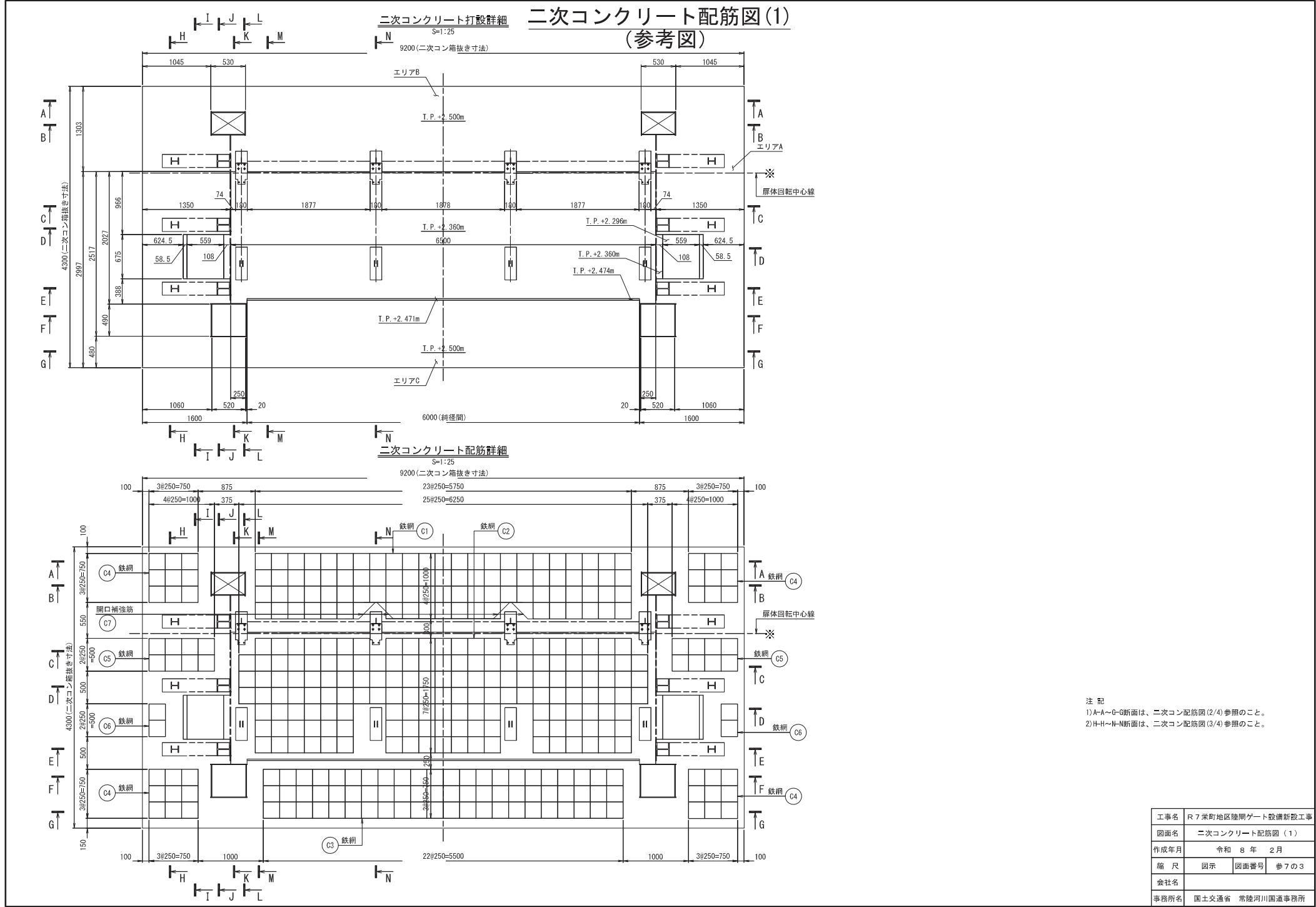
$$S=1:5$$


工事名	R7栄町地区陸門ゲート設備新設工事		
図面名	導排水設備関係図		
作成年月	令和 8 年 2 月		
縮 尺	図示	図面番号	参 7 の 1
会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

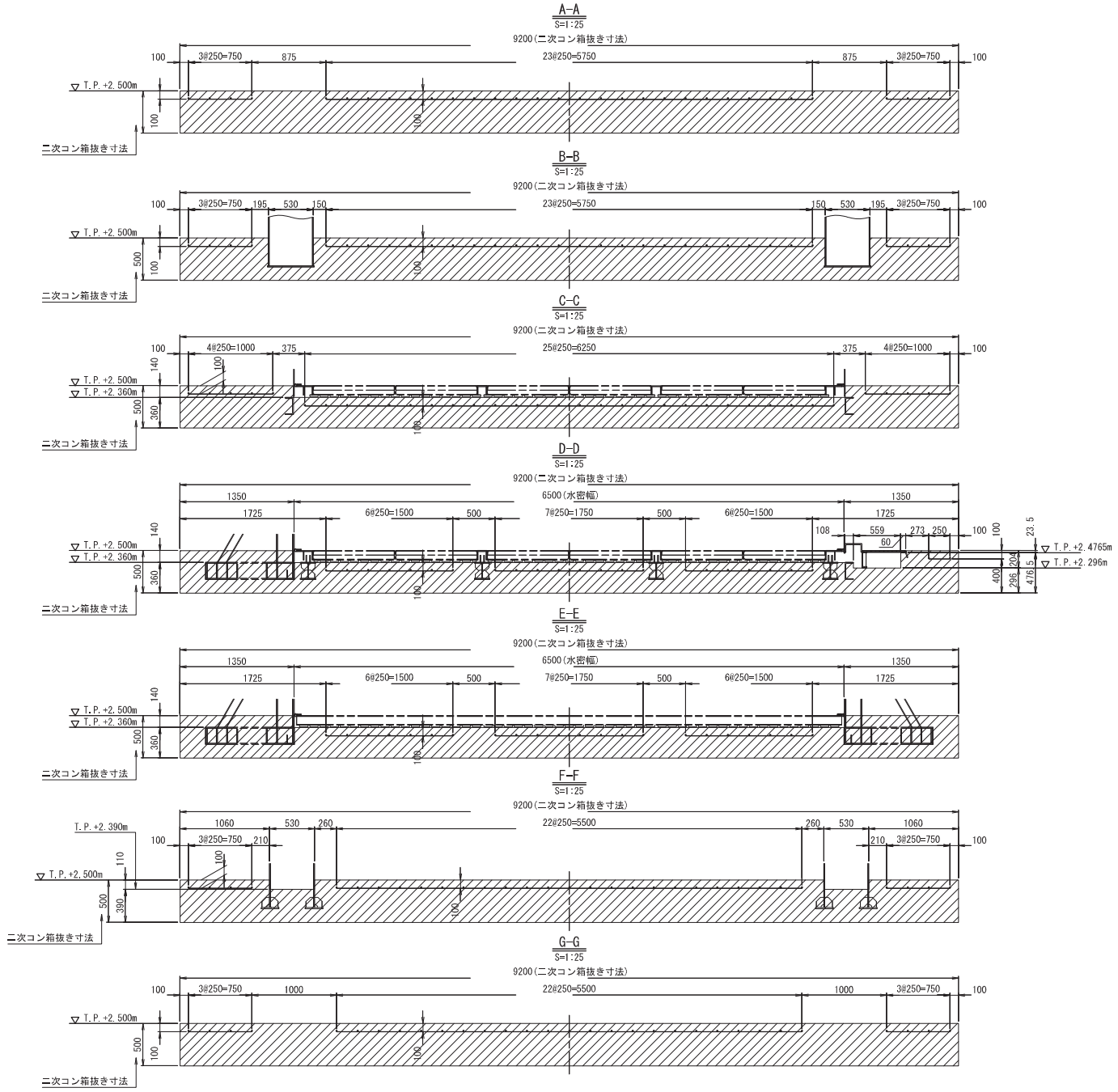
止水壁（戸当り）関係図
（参考図）



工事名	R 7 栄町地区陸門ゲート設備新設工事		
図面名	止水壁（戸当り）関係図		
作成年月	令和 8 年	2 月	
縮 尺	図示	図面番号	参 7 の 2
会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

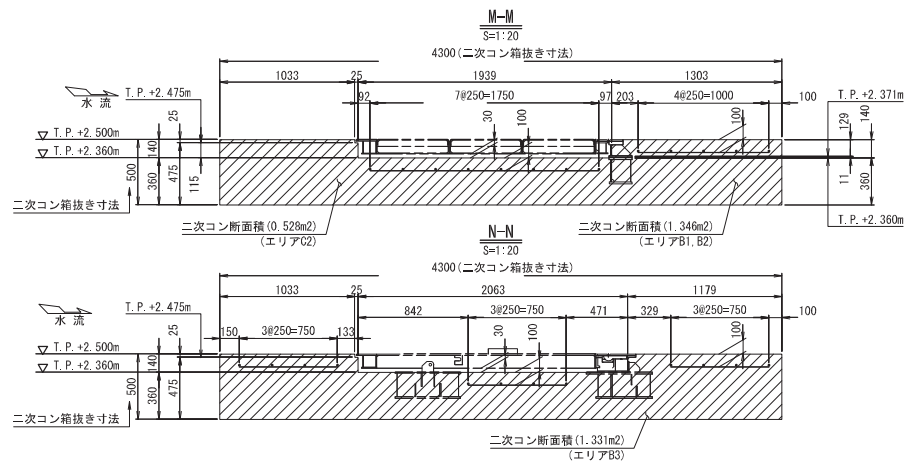
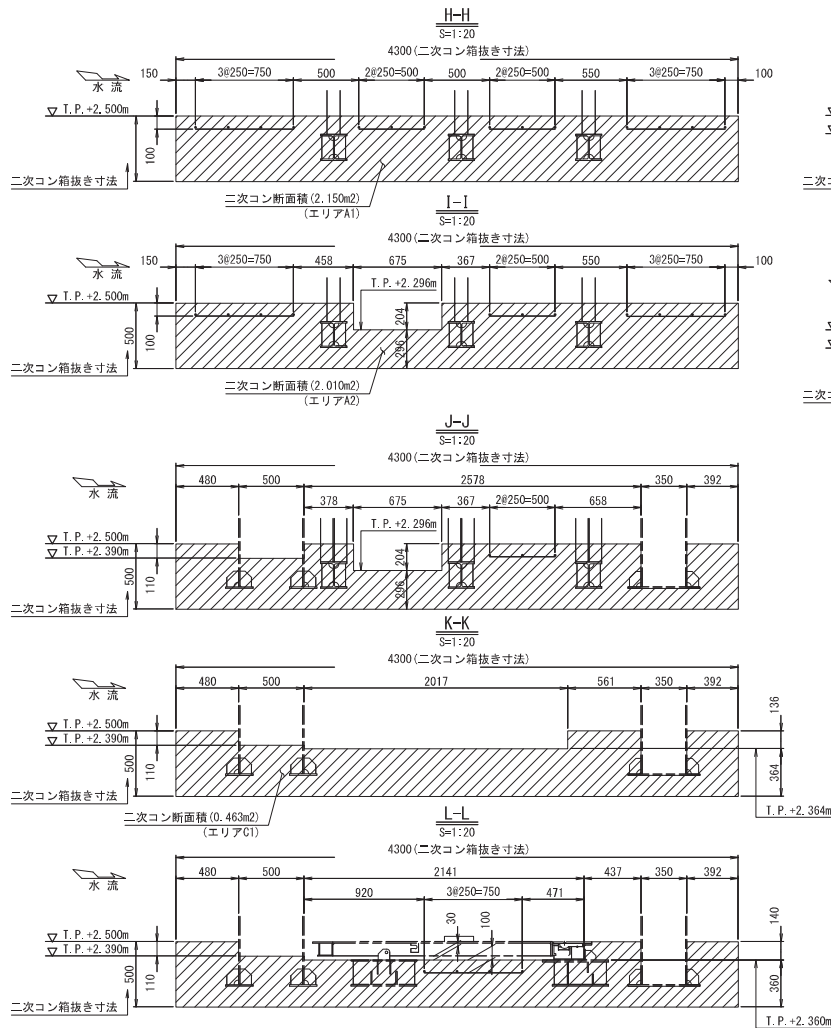


二次コンクリート配筋図(2)
(参考図)



工事名	R 7 米町地区陸門ゲート設備新設工事		
図面名	二次コンクリート配筋図 (2)		
作成年月	令和 8 年	2 月	
縮 尺	図示	図面番号	参 7 の 4
会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

二次コンクリート配筋図(3)
(参考図)



二次コンクリート数量

箇所	断面積 (m ²)	幅 (m)	数量	小計 (m ³)	合計 (m ³)
エリアA	A1	2.150	0.683	2	2.937
	A2	2.010	0.667	2	2.681
エリアB	B1	1.346	0.951	2	5.257
	B2	1.346	1.878	1	2.528
	B3	1.331	0.150	1	0.958
エリアC	C1	0.463	0.250	2	0.332
	C2	0.528	6.000	1	3.168
合計				-	17.756

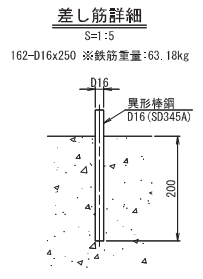
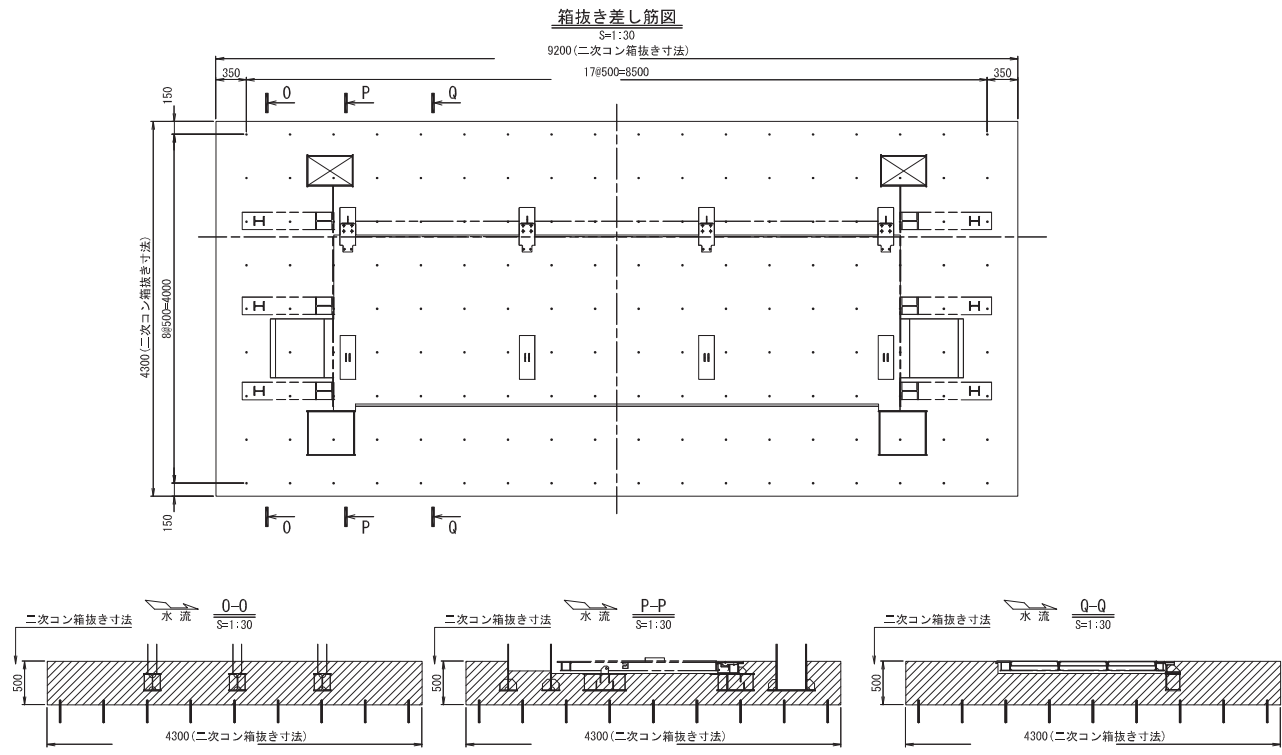
鉄筋数量

- C1:鉄網 1-013x1000x 5750 (網目 250x250)
C2:鉄網 1-013x1750x 6250 (網目 250x250)
C3:鉄網 1-013x 750x 5500 (網目 250x250)
C4:鉄網 4-013x 750x 750 (網目 250x250)
C5:鉄網 2-013x 500x 1000 (網目 250x250)
C6:鉄網 2-013x 250x 500 (網目 250x250)
C7:開口補強筋 4-013x 744

※材質はSD345とする。
※鉄筋重量 013 180kg

工事名	R 7栄町地区陸門ゲート設備新設工事		
図面名	二次コンクリート配筋図 (3)		
作成年月	令和 8 年	2 月	
縮 尺	図示	図面番号	参 7 の 5
会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

二次コンクリート配筋図(4)
(参考図)



工事名	R 7 栄町地区陸間ゲート設備新設工事		
図面名	二次コンクリート配筋図 (4)		
作成年月	令和 8 年	2 月	
縮 尺	図示	図面番号	参 7 の 6
会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

